

○ オンラインで地図証明書の送付を請求することができるのですか？

(情報番号 1114 全1頁)

コンピュータシステムにより処理されている地図については、オンライン（インターネット）を利用して登記所に送付請求することができます。オンラインで請求された地図の証明書は、指定された登記所で受け取る方法又は御指定の送付先へ送付する方法のいずれかを選択することができます。

登記所の管轄区域及び連絡先等については、こちらを御覧ください。

オンラインで地図証明書を請求する方法には、次の二つの方法があります。いずれの方法であっても、登記・供託オンライン申請システムに申請者情報を登録（初回のみ）する必要があります。

1 かんたん証明書請求を利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページの「かんたん証明書請求」(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/whats/kantan/summary.html>)にアクセスし、登記・供託オンライン申請システムにログインする。
- ② 登記・供託オンライン申請システムの専用入力フォームに、地図証明書を請求するために必要な情報（請求者の住所・氏名、不動産の所在、地番等）を入力し、請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

2 申請用総合ソフトを利用して請求する方法

- ① 登記・供託オンライン申請システムのホームページ(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>)から、「申請用総合ソフト」をダウンロード（無料）する。
- ② 申請用総合ソフトに用意されている「登記事項／地図・図面証明書送付請求書」の様式を用いて、地図証明書を請求するために必要な情報を入力して請求書を作成する。
- ③ 作成した請求書を登記・供託オンライン申請システムに送信する。

なお、いずれの場合も、手数料（オンラインで請求した地図証明書を指定した登記所で受け取る場合は、1筆の土地につき440円。オンラインで請求した地図証明書を請求した登記所から送付して受け取る場合は、1筆の土地につき470円。）は同じです（手数料には、郵送料も含まれています。）。

請求手続の詳細は、法務省ホームページ「オンラインによる登記事項証明書等の送付請求（不動産登記関係）について」
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>) を御覧ください。